

評議員の役割について

<評議員の職務>

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）の評議員の職務は、以下の通りである。

評議員は、評議員会を組織し、理事会に対し、この法人の業務執行、事業計画書及び収支予算書等について参考意見を述べる事が出来る。
(日ユ協連定款第7章第45条)

具体的には、下記のような事項が規定されている。

- ・評議員候補者は、ユネスコ活動に深い関心を持ち、その重要性を十分認識し、かつ、評議員としてふさわしい見識を有するものとする。(評議員選任に関する規定第1章第2条)
- ・評議員の候補者は原則として評議員会へ毎回出席が可能であることとする。(同上)
- ・評議員はブロック代表理事と共に、民間ユネスコ運動の発展に全面的に寄与するものである。
(第486回理事会にて決議)

<評議員会とは・・・>

例えば、第40回評議員会（2016年11月12日）は下記の議題で開催された。

第40回 評議員会議題

■加盟証書 授与式（浅草ユネスコ協会、香取・佐原ユネスコ協会）

内 容

■議 題

1. 第39回評議員会議事要録(案)の承認
2. 2016年6月～11月の事業報告及び今後の日程(案)
3. 組織・活動委員会からの報告
 - ①70周年ビジョン部会
 - ②組織運営部会
 - ③青年活動部会
4. 遺贈について
5. その他
 - ①文部科学省「土曜学習応援団」について
 - ②書きそんじハガキキャンペーンについて
 - ③「個人会員 世話人会によるイベント」について
6. 役員・評議員情報交換 17:15～18:15

青年代表の評議員については、評議員会（年2回以上の開催）の出席に際して交通費が支給される。

<評議員の定数と構成>

評議員の定数は、150名以内と規定され、下記のような構成となっている。

構成団体会員	100名以内	(うち青年代表 9名以内)
賛助団体会員	5名以内	
個人会員	30名以内	
維持会員	15名以内	

青年代表の評議員については、全国的青年連絡組織が原則として各地域ブロック（北海道・東北・関東・中部東・中部西・近畿・中国・四国・九州）より1名の評議員候補を選出し、2017年6月17日（土）に行われる日ユ協連の総会に提出する。総会の決議により、評議員が選出される。また、青年代表の評議員9名の中から2名の理事を選出する。

<青年代表の評議員が出席する会議>

青年代表の評議員には、所属ブロック内の各ユネスコ協会活動情報等の収集、発信作業が求められている。収集した情報を基に、所属ブロックの代表として諸会議に出席する職務が発生する。

※参考：2015～2016年度の青年代表の評議員（青年評議員）は、評議員会の他に下記のような諸会議に出席した。

- ・総会と併せて開催された「青年評議員研修会」
- ・評議員会の中で開催された「理事・評議員情報交換会」
- ・評議員会の翌日に開催される「青年情報交換会」
- ・各委員会の委員に任命され、委員として年数回の会議に出席（一部の青年評議員のみ）
- ・ブロック研究会等の会合で報告。（一部の青年評議員のみ）

<2017年度の評議員会及び関連する事業のスケジュール（予定）>

【2017年】

6月17日（土）14:30～16:30 第68回総会

6月18日（日）青年情報交換会等

9月9日（土）第517回理事会／理事懇談会

11月11日（土）第518回理事会／第43回評議員会、理事・評議員情報交換会

11月12日（日）青年情報交換会等

【2018年】

1月13日（土）第519回理事会／第44回評議員会、理事・評議員情報交換会、新年懇談会

1月14日（日）青年情報交換会等

3月10日（土）第520回理事会、理事懇談会